

6 消安第 5564 号
令和 7 年 1 月 9 日

一般社団法人 全国植物検疫協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

オーストラリア産カンキツ属植物及びぶどうの生果実の輸入に関し、「オーストラリアから発送されるカンキツ属植物並びにぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正」（令和 6 年農林水産省告示第 1315 号）が令和 6 年 7 月 4 日付けで公布及び施行されたことに伴い、「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正したのでお知らせします。

ついては、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。